

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

改正案	現行
<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合） 第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合</p> <p>イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第五項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第五項第九号において同じ。）に該当すること。</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。</p> <p>(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合（当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。） 信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引</p>	<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合） 第三十八条 法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>（新設）</p>

所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合、信託財産状況報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があつた場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、口についての定め及び受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第

(信託財産に係る行為準則)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 法第二十九条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合であつて、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれ次に定める方法により取引を行う場合

イ 次に掲げる有価証券（金融商品取引法第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいい、有価証券に係る標準物（同法第

二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。)並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

(1) 金融商品取引所に上場されている有価証券(標準物を除く。)  
(2) 取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)  
(3) において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2)・(3) (略)

ロ・ニ (略)

三・四 (略)

4 (略)

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜八 (略)

九 受益証券発行信託の引受けを行った場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は

二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、以下単に「標準物」という。)並びに同条第一項第二十号に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)の売買

(1) 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)  
(2) 取引所金融商品市場(同法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)  
(3) において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

(2)・(3) (略)

ロ・ニ (略)

三・四 (略)

4 (略)

5 法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜八 (略)

(新設)

特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該受益権が金融商品取引所に上場されている場合(当該受益権が特定上場有価証券である場合を除く。) 書面に記載すべき事項に係る情報が当該金融商品取引所の定める開示方法により正しく開示されること。

(2) 当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合 書面に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

ハ 受益者からの要請があった場合に速やかに書面を交付できる体制が整備されていること。

ニ 当該受益証券発行信託の信託行為において、ロについての定め及び受益者からの要請がない限り書面を交付しない旨の定めがあること。

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
信託契約代理店 である個人又は 信託契約代理店	一 新たに常務に従 事することとなっ た場合にあっては	

別表第十(第七十四条第一項関係)

届出事項 (略)	記載事項 (略)	添付書類 (略)
信託契約代理店 である個人又は 信託契約代理店	一 新たに常務に従 事することとなっ た場合にあっては	

別表第十一（第八十条関係）		
届出事項 (略)	記載事項	添付書類
会社分割により 一 承継先の商号	(略)	一 理由書
	(略)	(略)
	(略)	(略)

別表第十一（第八十条関係）		
届出事項 (略)	記載事項	添付書類
会社分割により 一 承継先の商号	(略)	一 理由書
	(略)	(略)
	(略)	(略)

<p>信託契約代理業の全部の譲渡をしたとき</p>	<p>信託契約代理業の全部の承継をさせたとき</p>
<p>二 譲渡年月日</p>	<p>二 会社分割年月日</p>
<p>一 理由書 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p>	<p>二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 三 会社の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 株主総会の議事録 その他必要な手続があつたことを証する書面 五 会社分割の手続を記載した書面 六 承継会社が法第七十条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>
<p>信託契約代理業の全部の譲渡をしたとき</p>	<p>信託契約代理業の全部の承継をさせたとき</p>
<p>二 譲渡年月日</p>	<p>二 会社分割年月日</p>
<p>一 理由書 二 譲渡契約の内容を記載した書面 三 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p>	<p>二 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面 三 会社の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 四 株主総会の議事録 その他必要な手続があつたことを証する書面 五 会社分割の手続を記載した書面 六 承継会社が法第七十条第二号又は第八十九条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>

		<p>(略)</p> <p>信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき</p>
<p>四 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>五 事業譲渡の手続を記載した書面</p> <p>六 事業譲渡先が法第七十条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>(略)</p>	<p>一 合併の相手方の商号又は名称</p> <p>二 合併年月日</p> <p>三 合併の方法</p>
<p>一 理由書</p> <p>二 合併契約の内容を記載した書面</p> <p>三 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p> <p>四 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたこ</p>		

		<p>(略)</p> <p>信託契約代理店である法人が合併により消滅したとき</p>
<p>四 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>五 事業譲渡の手続を記載した書面</p> <p>六 事業譲渡先が法第七十条第二号又は第八十九条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>	<p>(略)</p>	<p>一 合併の相手方の商号又は名称</p> <p>二 合併年月日</p> <p>三 合併の方法</p>
<p>一 理由書</p> <p>二 合併契約の内容を記載した書面</p> <p>三 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）</p> <p>四 株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があつたこ</p>		

(略)	
(略)	
(略)	<p>とを証する書面</p> <p>五 合併の手續を記載した書面</p> <p>六 合併後存続する法人が法第七十条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>とを証する書面</p> <p>五 合併の手續を記載した書面</p> <p>六 合併後存続する法人が法第七十条第二号又は第八十九条第二号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面</p>